

浦臼町農産物処理加工施設ブドウ果搾汁施設  
「ぶどうの丘恵彩館」指定管理者仕様書

1 施設の名称及び位置

- (1) 名 称      ぶどうの丘 恵彩館
- (2) 所 在 地      樺戸郡浦臼町字於札内381番地の10
- (3) 施設概要
  - ア 建設年度      平成15年度（経営構造対策事業）
  - イ 構      造      鉄骨造 平屋建て
  - ウ 敷地面積      2,730.600㎡
  - エ 延床面積      391.066㎡
  - オ 施設設備      ブドウ果搾汁施設

2 管理運営の考え方

- (1) 休日及び利用時間  
指定管理者において定めます。
- (2) 恵彩館の利用許可  
浦臼町農産物処理加工施設設置及び管理に関する条例（平成17年浦臼町条例第24号。以下「条例」といいます。）第7条並びに浦臼町農産物処理加工施設管理運営規則（平成17年浦臼町規則第31号。以下「規則」といいます。）第2条及び第3条の規定に基づき、許可等を行って下さい。
- (3) 恵彩館の利用制限に関する事項  
条例第8条に定める事項に該当する場合には、利用を制限することができます。
- (4) 利用料金収入について
  - ア 利用料金制度の採用  
法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。
  - イ 利用料金の額  
利用料金の額条例第9条及び第10条の規定により、利用料金の額は、指定管理者が町長の承認を得て決定されます。
  - ウ 利用料金の減免  
条例第9条及び第10条の規定により、利用料金の減免を行うことができます。
- (5) 恵彩館の管理運営に伴う人員の確保及び資格について  
規則第7条の規定により、浦臼町農産物処理加工施設ブドウ果搾汁施設（ぶどうの丘恵彩館）（以下「恵彩館」という。）の管理運営に必要な人員は、指定管理者において配置して下さい。
- (6) 浦臼町行政手続条例の適用について  
指定管理者は、浦臼町行政手続条例（平成9年浦臼町条例第1号）第2条4号の「行政庁」に該当するため、利用許可等は同条例の定めに従って行うこととなります。

(7) 浦臼町情報公開条例の適用について

指定管理者は、浦臼町情報公開条例（平成12年浦臼町条例第21号）第17条の規定により、公文書公開の努力義務が課せられるほか、後日町と締結する協定において、町から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

(8) 浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例の適用について

指定管理者は、浦臼町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年浦臼町条例第7号）附則第4条の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関して浦臼町と同等の責務が課せられるほか、後日町と締結する協定において、町から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 恵彩館の利用許可に関する業務
- (2) ブドウ果搾汁に関する業務
- (3) 施設、設備の維持管理に関する業務
- (4) その他農産物加工業務
- (5) 上記業務に付随する業務

4 指定管理期間

令和7年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

5 委託料について

委託料については、年間 別途協議 円 を上限として会計年度毎に指定管理者の請求に基づき支払います。支払時期や額等の方法は、別途協議書にて定めます。

6 協定及び協議

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、町と締結する基本協定及び年度毎に締結する年度協定に従うものとする。また、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は町と協議し決定するものとします。

7 業務を実施するにあたっての留意事項

業務を実施するにあたっては、次の事項に留意して円滑に実施すること。

- (1) 業務を実施するにあたっては、公の施設であることを念頭に置き、公正かつ公平な運営を図ること。（法第244条を参考のこと）
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定又は要綱等を作成するときは、町と協議すること。
- (3) 指定管理者は、恵彩館の建物に関し、条例第1条に定められた設置目

的以外の使用、模様替え若しくは増築等はしてはならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りではない。

- (4) 業務により生じた故意又は過失に基づく事故は、全て指定管理者の責任とする。
- (5) 指定管理者は、故意又は重大な過失により恵彩館の建物及びその他器具備品等を焼毀したとき、及び故意又は過失により滅失若しくは毀損したときは、町に対し損害賠償の責任を負うものとする。
- (6) 指定管理者の業務内容に改善が必要と認める場合は、町は実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。
- (7) その他、仕様書に記載のない事項については、町と協議を行うこととする。